

63 国 施 指 第 4 号
昭和63年 7月 9日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県知事部局施設主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長

文部省大臣官房文教施設部指導課長

勝 山 正 嗣

吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考
資料の送付について（通知）

建築物等に使用されている吹き付けアスベスト（石綿）から発生する粉じんによる健康への影響が懸念されることから、各方面でその対策が検討されております。

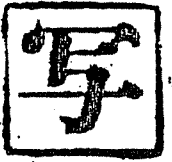
学校施設等に使用されている吹き付けアスベスト対策については、昭和62年11月11日付け62国施指第4号で、適切な対応をお願いしたところでありますが、今般、建設省より、吹き付けアスベストに対する診断から工事計画の策定および工事の実施等に関する適切な技術のあり方について、別紙1（写）のとおり通知がありました。

また、労働省より、主として労働安全衛生の見地から、アスベストが使用されている建築物の解体又は改修工事における留意点について、別紙2（写）のとおり事務連絡がありました。

については、吹き付けアスベストが使用されている学校施設等の改修又は解体を行う場合には、これらの通知等を参考に、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整のうえ適切な作業が行われるようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、管下の市町村教育委員会に、各都道府県私立学校主管課におかれては、管下の私立学校に対し、周知方よろしくお願いします。

別紙 1

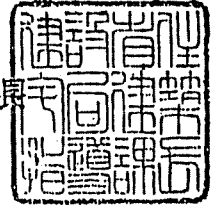


建設省住指発243号

昭和63年7月8日

文部省大臣官房文教施設部指導課長殿

建設省住宅局建築指導課長



「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん防止
処理技術指針・同解説」の送付について

建築物に吹き付けられたアスベストに対する飛散防止処理工事の実施に当たっては、作業環境等への配慮がなされた工事計画と施工管理が必要である。このため、建設省では、(財)日本建築センターの協力を得て「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を策定したところである。貴職あて別途これを送付するので、吹付けアスベストに関する所管行政の推進に当たって御活用いただきたい。

事務連箋

昭和63年 7月 1日

文部省大臣官房文教施設部指導課長 殿

労働省労働基準局

安全衛生部化学物質調査課長

「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止対策の進め方」の送付について

労働災害防止につきましては、日頃より御協力いただきお礼申し上げます。

さて、近年社会問題化しております石綿が使用されている建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんへのばく露の防止等を図るため、今般標記作業マニュアルを作成したので、別添のとおりお送りします。

労働省としては、本マニュアルに基づく対策を徹底するため、関係者に対する講習会を開催させるほか、近々、石綿粉じんばく露対策の徹底を図るための対策を新たに示すこととしておりますが、貴職におかれましても、関係者に対する指導方を御配意いただくようお願い致します。

参考

「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のための
マニュアル」

(労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課編)

発行 建設業労働災害防止協会
東京都港区芝5-35-1
電話(03)453-8201(代)

初版 昭和63年6月30日

(本文省略)

63 国 施 指 第 4 号

昭和63年 7月 9日

文部省大臣官房会計課長
各国立学校施設担当部課長
各国立大学共同利用機関施設担当部課長
大学入試センター施設担当課長
文部省各施設等機関施設担当課長 殿
日本学士院事務長
文化庁各施設等機関施設担当課長
日本芸術院事務長

文部省大臣官房文教施設部指導課長

勝 山 正 嗣

吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考
資料の送付について（通知）

建築物等に使用されている吹き付けアスベスト（石綿）から発生する粉じんによる健康への影響が懸念されることから、各方面でその対策が検討されております。

学校施設等に使用されている吹き付けアスベスト対策については、昭和62年11月11日付け62国施指第4号で、適切な対応をお願いしたところでありますが、今般、建設省より、吹き付けアスベストに対する診断から工事計画の策定および工事の実施等に関する適切な技術のあり方について、別紙1（写）のとおり通知がありました。

また、労働省より、主として労働安全衛生の見地から、アスベストが使用されている建築物の解体又は改修工事における留意点について、別紙2（写）のとおり事務連絡がありました。

については、吹き付けアスベストが使用されている学校施設等の改修又は解体を行う場合には、これらの通知等を参考に、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整のうえ適切な作業が行われるようお願いいたします。